

判例8

・下眼瞼除皺術による醜状痕の発生は否定されたが、被告医師に説明義務違反が認められた事例。

裁判所

大阪地方裁判所 平成17年11月21日判決

争点

- ①手術によって患者に醜状痕が生じたか。
- ②被告医師に、術後、傷跡が残ることについて説明義務違反があったか。

事案

・患者（昭和33年生、女性）は、豊胸術、鼻唇溝への脂肪注入及び頬への脂肪又はコラーゲン注入の手術を希望して、平成10年10月10日被告クリニックを受診した。

・被告医師は患者に対し、頬への脂肪又はコラーゲン注入については牛海綿状脳症（BSE）の影響でコラーゲンを用いることができないこと、脂肪注入はかえって凹凸が目立ちやすく頬の美観を損なうことを説明し、下眼瞼除皺術（※）を勧めた。

（※）下眼瞼の睫毛に沿い、その下約1mmの距離で涙丘付近から外眼角部、上下眼瞼の境界部を経て目尻の皺の線に沿って約1cmの部分まで皮膚を切開し皮膚を剥離した上、眼窩脂肪と余剰皮膚を切除した上で縫合する手術。

・被告医師は患者に、手術について「出血、内出血、腫れることはあるが、時間とともに良くなること」「しばらくはわずかに赤みがあるが時間が経つとほとんど分からなくなること」「傷跡は時間が経てばほとんど気にならなくなることを説明したが、「傷跡が完全になくなることはない、あるいは、傷が残る場合があること」は説明しなかった。

・術後、患者には両下眼瞼睫毛約2mmの部分に、内眼角から外眼角にかけて睫毛に沿ってそれぞれ約3.5～4cmの手術後瘢痕、両下眼瞼に軽い陥没、左外眼角下部に小指頭大の瘢痕性の皮膚の隆起が残った。

損害賠償請求額

患者は、被告クリニックを開設する被告医師に対し、損害賠償請求訴訟を提起した。

請求金額：合計1,901万5,000円

判決による請求認容額

一部認容 （賠償金額71万7,500円）

認容額の内訳

- ①手術費用 36万7,500円
- ②説明義務違反に係る慰謝料 30万円
- ③弁護士費用 5万円

裁判所の判断

- ・下眼瞼除皺術について、醜状痕が生じたことは否定したが、被告医師の説明義務違反を認めた。